

質疑回答票（5月21日受付分）

質疑	回答
<p>① 国税データの自動連携について</p> <p>「(7) 国税連携サービスにおけるデータダウンロードについて、自動ダウンロード機能や予約ダウンロード機能等により夜間や早朝等、職員の作業を阻害しない時間帯に各種データ（e-TAX、KSK）のダウンロードを不足なく完了することができること。」との記載につきまして、</p> <p>定期的にサーバからデータを出力し、大和高田市様の基幹税務システムへ自動連携する仕組みを指しているという理解でよろしいでしょうか。この場合の要件は市が指定する期間に抽出した国税連携データを市が指定する連携サーバでダウンロードできること。という理解でよろしいでしょうか？</p> <p>また、要件に記載のある「データ連携に係るシステムの設定作業」とは、上記の仕組みを指すものと認識しておりますが、国税連携データの連携以外にも想定されているデータ連携はございますでしょうか。</p>	<p>① 基幹税務システムへ自動連携するところまでは必須要件として求めるものではありません。未抽出もしくは指定の期間で抽出したデータを、本市が指定するファイルサーバ上の共有フォルダ（一般職員がアクセス可能）へ、職員が作業をしない時間帯にダウンロードを開始し、完了・保存できる機能を求めます。</p> <p>国税連携データの連携以外のデータ連携としては、eLTAXを通じて提出された個人住民税、法人市民税、固定資産税の各種データの連携を想定しています。</p>
<p>② 共通納税 IFS の自動連携について</p> <p>令和8年9月より共通納税は共通納税 IFS へ移管されます。本業務においては共通納税 IFS とのデータ連携を行うための追加費用は発生しないという理解で相違ございませんでしょうか。</p>	<p>② お見込みのとおりです。</p>
<p>③ eLTAX の仮想端末利用について</p> <p>「本サービスは仮想環境及び物理端末の両方での運用を想定すること。」との記載につきまして、仮想端末はeLTAX要件として認められていないため、仮想環境に導入した端末においては地方税共同機構のサポートを受けられない場合がありますがよろしいでしょうか。</p>	<p>③ 本市も認識しており、お見込みのとおりです。問題等が発生した場合は物理端末での運用に切り替えることを想定しています。</p>
<p>④ 各データの保管期間について</p> <p>サーバ内での各データの保管期間について、審査データは弊社基準である7年間（e-TAX 法人税データは地方税共同機構によって定められたか月分の保存）、国</p>	<p>④ 問題ありません。</p>

<p>税連携データは弊社標準である2年間とすることで問題ないでしょうか。</p>	
<p>⑤ 現地サポートの要否について 本件作業において、現地でのサポート対応は必須要件となりますでしょうか。</p>	<p>⑤ 必須要件とはいたしません。ただし、問題等が発生した際には迅速に解決できるよう十分なサポート体制を整えていることを求めます。</p>
<p>⑥ 契約期間とご請求について 「3 契約期間」にて「支払期間は令和9年1月分から令和13年12月分までの60か月」との記載につきまして、 ご請求金額はシステム導入費とシステム利用料（月額）60か月分の合計額を60か月で按分した金額になりますでしょうか。</p>	<p>⑥ お見込みのとおりです。</p>
<p>⑦ 端末につきまして 9項（4）にて「eLTAXを使用するクライアント端末台数は最大20台とする」との記載につきまして、 物理端末は審査システム、国税連携システムそれぞれ何台でしょうか。 質問3項にて「仮想端末はeLTAXではサポート外」とあります。 仮想端末も物理端末の1台として設定をする前提でよろしいでしょうか。</p>	<p>⑦ 審査システム、国税連携システム共通して、物理端末10台、仮想端末10台を想定しています。 後段お見込みの通り、仮想端末も物理端末の1台としてカウントし、計20台の端末での運用を想定しています。</p>
<p>⑧ 運用稼働後のバージョンアップについて 運用稼働後のバージョンアップについては大和高田市様で行うことでよろしいでしょうか。</p>	<p>⑧ お見込みのとおりです。</p>
<p>⑨ 保守サポートの時間について 保守サポートの時間は平日の午前9時から18時でよろしいでしょうか。 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。</p>	<p>⑨ 問題ありません。</p>
<p>⑩ 第三者委託について ASPサービスの保守について、第三者委託は可能でしょうか。</p>	<p>⑩ 契約書（案）第4条に記載のとおり、原則として第三者への再委託は禁止しております。ただし、あらかじめ書面により本市が承諾したときはこの限りでないものとします。</p>